

高額介護(介護予防)サービス費及び 高額介護予防サービス費相当事業費について

〔高額介護(介護予防)サービス費、高額介護予防サービス費相当事業費とは〕

介護保険サービス及び総合事業サービスを利用した時は、原則としてかかった費用の1割、2割または3割の自己負担が必要です。ただし、1か月の利用者負担額には、所得等に応じて上限額が設けられ、負担が重くなりすぎないようにしています。上限額を超える自己負担をした場合に、高額介護(介護予防)サービス費又は高額介護予防サービス費相当事業費（以下「高額介護サービス費等」という。）が支給されます。

■利用者負担段階と利用者負担上限額（1か月あたり）

利用者負担段階区分		利用者負担 上限額（月額）
市町村民税課税世帯	課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円（世帯）（※1）
	課税所得380万円（年収約770万円）以上 ～課税所得690万円（年収約1,160万円）未満	93,000円（世帯）（※1）
	課税所得380万円 （年収約770万円）未満	44,400円（世帯）（※1）
【市町村民税非課税世帯】		24,600円（世帯）（※1）
●前年度の公的年金等収入金額＋その他の 合計所得金額(※3)の合計が80万円以下 ●高齢福祉年金受給者		24,600円（世帯）（※1）
		15,000円（個人）（※2）
生活保護を受給		15,000円（個人）（※2）

※1：介護保険サービスを利用した全世帯員の方の合計の上限額です。

※2：介護保険サービスを利用した本人の負担の上限額です。

※3：合計所得金額から公的年金等に係る雑所得（公的年金等収入額から公的年金等控除額を差し引いた金額）を差し引いた金額です。

〔高額介護サービス費等の対象となるサービス〕

- ① 保険給付の対象となるサービスの自己負担が計算の対象となります。

※次のサービスについては高額介護サービス費等の対象となりません。

- ・福祉用具購入費及び住宅改修費の自己負担
- ・介護保険施設等に入所（短期入所を含む）した場合の食費・居住費、その他の日常生活費及び特別なサービス費用

- ② 社会福祉法人等利用者負担額軽減を受けている場合は、軽減適用後の利用者負担額が高額介護サービス費等の対象となります。

〔同一世帯で2人以上のサービス利用者がある場合〕

同一世帯に複数のサービス利用者がある場合には、世帯すべての利用者の自己負担を合計した額が「世帯の負担上限額」を超えていれば、上限額を超えた額についてそれぞれ支給されます。

〔高額介護サービス費等の自動償還について〕

高額介護サービス費等は一度申請していただくと、その月以降は申請手続き不要となり、一定の上限額を超える利用者負担がある月については、自動的に計算を行い高額介護サービス費等が支給されます。これを高額介護サービス費等の自動償還といいます。計算の結果、支給がない月は、決定通知書を送付しませんのでご了承ください。

〔高額介護サービス費等の支給額に変更が生じた場合について〕

本人または世帯員の所得や課税状況に変更があった場合や、サービス提供事業所による請求内容の修正があった場合等には、すでに支給した高額介護サービス費等の支給額が変更になる場合があります。

①追加支給が発生した場合

自動的に計算を行い、以降の支給時に追加して支払を行います。追加支給した場合は「変更決定通知書」をお届けします。なお、変更決定通知書の支払額表示については次のとおりです。

【変更決定額】・・・サービスを受けた月における高額介護サービス費等の支給決定総額
(前回支給済み額と今回支給額の合計額)

【追加支給決定額】・・・今回支給する額

②支給超過（返還）が発生した場合

支給超過（返還）が発生した場合は、次のいずれかの方法により納付していただきます。

- (1) 区役所から郵送される納付書により、金融機関窓口で納付していただきます。
- (2) お住まいの区の区役所介護保険の窓口へ「介護保険給付費等調整申出書」を提出していただくことによって、今後支給される予定の高額介護サービス費等やその他の給付費等と調整（相殺）をします。

〔こんなときには申請があらためて必要です〕

届出をしていた金融機関の口座情報が変更になったとき等、当初の申請と現在の内容が異なるときは、お住まいの区の区役所の介護保険の窓口へ「変更申請」をお願いします。「変更申請」が遅くなりますと、お支払いまでにお時間をいただくことがあります。

〔お問い合わせ先〕

お住まいの区の区役所の介護保険の窓口まで